

を除くことを得可きものを作らんとの觀念は、唯從屬的にして又經過的なる現象なるに止り、其計劃の主要の點は全く他の種類の論議考察に於て存したりしなり。

大會の議員は、眼中二重の相反したる目的を有せり、則ち一方に於ては合衆國をして外國より見れば、其政府により統理されたる堅牢且統一の人民たるか、如き共和國體を創定するを欲し、又一方に於ては聯邦組織に會入し、而して一定の權力を其州主權より引去り之を中央政府に歸したる各州の獨立は、一も之を損する所なく保持せんとを望みたり。

國會の最も多數の議員は、合衆を以て各州より成れる國民と考ふるの念を絶つ能はず、決して之を以て箇人より成れる國民と信せざりしなり。箇人的の人民は、全く除外せられ、民主政の基礎たる人類及び國民の權利は、此國會が解説せんと企てたる方程式の各項にあらす。彼輩が発見せんと試みたる未知數は、唯二箇のみにして、則ち各州の政廳に與

へらる可き權力の配當額及び聯邦政府に與へらる可き權力の配當額は、是れなり。大會中人類及び各國民の權利を尋ねるに等しき二三の問題發生せざるに非ざりしも、是れ中央權力をして唯一個の虛名たらしめめんか爲に、之をして各州か自己の住民の上に留保せんとを欲したる一般主權を害するとなくして、其監督の下に在る事項に關し國民より直接服従を強要する方法を得せしめんとしたる、絶對的必要に起りたるなり。吾人か憲法中一箇人の或る權利を規定するあるを見るは、實に此理由に出るものにして、若し如斯理由あらざりしならば、此問題は決して喋々さるゝとなかりしなるべく、則ち問題は常に間接に其形を現はしたるに過ぎざりき。これと同じく又各箇人の自由を保護する追加法文は國民其者に對してよりは、却て國民の身上に關し各州に對して與へたる擔保たるとは、已に前陳せし所なり。事如斯なるを以て、茲に最も必要なるは、大會の議員を誘導せる觀念の傾向と其範圍とを常に眼中に措くにあり、若し然らずんば、吾人は彼輩か如斯き甚



た特別奇異なる勢力の下に制定せる憲法に關し、誤謬不完の觀念を得るに止る可し。

一例を取れば今貴族院の組織其成立及び附屬の權利に關する一切の事は、悉く細心翼翼たる保守黨にあらすして、各州の權利を保留せんとに汲々たる政治家の手技たることを表示せざるものなし。實に貴族院制度の主謀者たりしものは二三の小州にして、此等の小州は能く、人民選舉に與へられたるものは實際多衆に與へられたるものなるか故に、大州の利益に歸し終るものたることを熟知せり。夫れ選舉的國會にして人數に應じて代議士を出すものに在りては、其普通選舉に由ると制限選舉に由るとに係らず、聯邦權力の範圍内に於て廣大の領土と稠密の人口を有する諸州は必ず信用と勢力とを得、以て其固有主權の拋棄に依り失ひたる所のものは充分之を回復するとを得可きも、人口少き諸州は反之して決して如斯き補償の希望を有するとなかる可し。故に後者は頑然として少くとも國會兩院の一に於ては、大州と小州との間

に代表の平等を保持す可きことを主張し、而して終に貴族院に於ては其面積及び人口の多寡に係らず各州平等に二人の代議士を出すことなし、是を以て最も緊要なる一規定となしたるは唯之を憲法中に編入したるのみならず、尙ほ之を其權力の外且上に置きたるを以て知る可し。〔英憲法文に曰く「各州は其承諾なく貴族院に於ける平等選舉權を奪はるゝことなし」〕合衆國憲法第五條 此規定たる實に唯一の地位を占むるものにして、憲法改革の普通の方法に由り之を變更するを得ず、又之を規定する條文に關し疑を狹むは、是れ聯邦合同の解除を包含するものたるなり。

小州は又勿論百方計を用ひて、其面積及び人口の比例を越えて之を代表せる議會の權力を發達せしめんとに盡力せり。其盡力は遂に功を奏せり、何者大州は唯重權と勢力とを得んか爲に争ふに當り、小州は自保の天性より來る全力を盡し、其生活其物の爲に争ひたるか故なり。故に米國貴族院に歸屬せる重大の權力と各種の權利とは、理論上は決して間接選舉の制に由り選舉さるゝ政治的議會に屬するものと思惟

貴族院の勢力は保守的精神より出たるに非ずして各州



主權を保護するが  
爲なり

米國憲法民主的精神は各州主權の強大を望みたるより出たるなり

一七〇  
せられたる保守的精神及び卓偉の教育の賜にあらざるなり。而して此權力たるや、實に是れ小州及び中州の利益の爲に、其意見か大州の意見と同等の勢力を有する議會に依り行使する可き保證たり。則ち此貴族院の比、例外的の特權は民主的平等の效果に對する城壁たるよりは、却て聯邦合同を組成する獨立主權國の準國際的平等に對する護衛たるものなり。

余は茲に又、如斯有かなる州主權の理論は、必ず非民主的の勢力と、同方向に働かざる可らざるを附言せざるを得ず。各人皆な選舉權を有し、其家は最も多額の勞銀を得るの所たる貧人、遠方より漂泊し聯合政府の外何等の政府を知らず、命運に棄擲せられたる其固有の州に於ては一定の生活を送るの餘地を有せざる流浪者に至る迄、皆な選舉權を有するか如き憲制なりしならば、米國當時の有狀に於て見るか如き其固有の州内に於て財産若くは確定の利益に倚り生活し、其州土に附着せられたる土地所有者若くは納稅者より組成する憲制に於けるより

制限選舉を保持したるも此理由なり

貴族院議員を各州立法部に於て選舉するも此理由なり

も中央集權的風潮に抵抗するの機會甚た少なかりしなる可し。而して是れ全く米國に於て永く制限的選舉を保持したるの原因にして、而して此制限的選舉の保留は時を経るに従ひ終に余か次に之を論せんと欲する原因の爲に壓倒せられたり。これと等しく又同理由に依り貴族院議員の選舉に於ても、吾人は此目的の爲めに推舉されたる選舉者に依るの間接選舉若くは直接選舉よりも各州立法部に依るの間接選舉を擇みたるを見る。而して其理由は蓋し各州の權利は各州の第一選舉體に對しては僅に不定薄弱なる勢力を行ふに過ぎずと雖ども、州立法部として集るときは茲に團體的組織的及び自覺的の勢力となり爲に其權力を深く立法部の選舉に依り推されたる二人の貴族院議員に感得せしむるを得るとを信したるに出るなり。



第九章 米國憲法に於ける民主的精神並に其

原因を論ず

米國憲法の民主的精神は各州憲法に於て現出す

如斯くんは夫れ此民主政體の民主的精神は何れに在るか。此精神は聯邦憲法に於ては各州憲法に於けるか如く明瞭ならず。而して各州憲法は日を追ひ年を重ね益其民主的の勢力を表白し且此等の憲法は最も重要な部分たり又或る意味に於ては合衆國の全政治組織の基礎たるものなるか故に該精神は此等の憲法に就き攻究するを要するなり。而して吾人は茲に再ひ民主政か他所に於て有せざる特別性質を顯はすとを見る。

第一に此特性は以前の事情を異にするに基くなり。歐洲に於ては到る所として民主政は其地位を作らんか爲に貴族政を掠奪し若くは之を滅却するの止むを得ざるに至れり。然るに合衆國に於ては其地所は空漠として一物の之を占むるものなかりしか故に手に唾せずして占領するを得たり。世襲的及び特權的の階級を組成す可き元素は其

民主的精神の原因

第一米國に於ては民主政の外擯む可き政體なかりしと

米國には貴族階級の自然的元素なし

國に於ては未だ曾て存在したるとなかりし。夫れ貴族政治なるものは必ず或は武人階級或は大地主の階級若くは又商業に由り富を致せる中流階級の産出するものにあらざるとなし。而して武人階級は常に攻伐征服を以て事とする尙武の國民と境を接するの國民中に於ては往々にして發生するとありと雖も彼の上流人種は易々境外に驅逐し得可き二三の蠻夷部落の外全く競争者を發見せざるの國に於ては到底存立を得るの機會を有せず。又君主的の威權を行ふ大地主の階級なるものは狭小の邦土にして新に來るものは既に在る者を征服すると能はず土地及び其果實の配當を得んか爲には已むを得ず前占領者の要むる所の條件を承諾せざる可らざるか如き所に於ては發生するを得可し。然れども米國に於ては土地所有の貴族は移住者をして從屬者の地位を承諾せしめんか爲に之を釣るの好餌を有せず又之をして臣下の有狀に繋ぐを得可き鋼索を有せず移住者は舊定住者を避けんか爲に唯行くと數里なれば則ち廣漠たる空野の横るあり據を以て



自ら自由の所有者たるを得たり。次に又工業的商業的中流社會は、富財の淵源は擧げて費消され若くは悉く專有され、爲に當を致すと極めて遅く、又先鞭を著け得たる舊家の威權は、單に家財の注意的整理と規則的傳襲とに由り容易に保持するを得可き邦國に於けるに非るよりは、世襲的且持權的團體として其地位を保持すると能はざるなり。而して是れ又米國に於ける現象とは全く正反對なるものなり。米國に於ては遺利累々として各人の企謀に對し美賞を供出し、何時に於ても財産の護得は其保存よりも多數の富民を作り、投機は容易に巧智を壓倒す。夫れ富民政治なるものにして、混々として而して絶へざる新富源の注入に依り侵染さるにことあらは豈に能く獨立にして而して牢固なる地位を保有するを得んや。

貴族政治の自然的元素の闕缺せると此の如し、而して又立法に依り人工的貴族政治を組成す可き理由一も存するとなし。夫れ生を送り生を樂まんと欲する過多の人口、已に占領され盡されたる狹隘なる範圍

又人工的貴族政を  
作る可き理由なし

に禁錮され、而して富の配當を得んか爲に將に萬物を覆さんとするの勢あるに當りては、素より之を制禦する方法を求めざる可からず。於是立法者は政治的不平等を保持し、此に依り革命論者の勢力を殺さ之を鎮壓せんと欲す。然るに米國の立法者は此方法を採用可き謂はれなし、何者此國に於ては貧民社會に已に土地を所有するの人民と其配當を争はず、去つて主なき千里の沃野を求むるを得るか故に、秩序

と安寧とは充分保持され、又傷害を受くるの虞なければなり。

故に米國の民主政は政治社會の最初にして且根元的なる形式、自然にして且必然なる體裁なり。遙か以前より歐洲移住民の作りたる核體か、已に印度人の攻撃に堪ふるに充分なる大さに達し、且西部の殖民を企つるに充分なる材料を具ふるに至りしときには、既に明に國民發達の一定の條件悉く存在し、各州に於て純然たる民主政の行はるとは確然の事なり。要之するに米國に於ては、民主政は妨礙なく、行はれ、一物を滅却するとなくして、建立され、而して非民主的要素

米國の民主政は根  
元的なり自然的な  
り



の混合なくして存在せり。

(原註)曾て合衆國に於て存在したる唯一の貴族政治も然れども是れ四十年の現象に屬し永續の名義を獲たり。其出處たる英國名家の遺傳的性質の力に對する道徳上の名義を獲たり。此選拔體は英國名家の遺傳的性質のニヤは現世の初に至るまで各州中人口最も稠密に占めたる最高位勢力を有したり及此ワシントン北國州の多衆の移住に由りたる主要一方に於ては人口増加の依り合衆國の權衡を傾けしめ又一方に於ては徳義上の威權は直に消散せり。

佛國民主政と米國民主政との比較

今之を以て數百年間貴族政治組織に慣れたる社會の最後の改造たる佛國民主政に比せば其懸隔果して如何。佛國の民主政は其闘ひたる『生存競争』の印章を帶ふるものなり。而して其競争たるや實に至難の闘争にして若し民主政の包含せる深遠なる理論の手を借らす且心理的抽象の酒を以て酔ふとなかりしならば民主政は必ずや其争に於て敗北を取りしなるへし。又此闘争は眞に激烈なる闘争なりき慘烈の感情を激し雨血の行爲を犯し兇惡大罪の記念を残したり。又結末なき

の闘争なり戰捷の榮譽を得たるも勝者はこれに依り其嫌忌せる諸物を滅却する能はさりし闘争なり。故に前政度の不整不合の遺跡或は善或は惡歴々として尙ほ社會新制度の上存するを見る。

合衆國に於ては全く此類の事あるとなし。此國に於ては民主政は是れ萬物の開始なるか故に決して其以前の政治體裁の一物をも帶ふるとなく平和の間に過古なきの世界に建立され又自然的に發生し殆んど初より確定不動なる二三の單純なる物理的及社會的の必要これか淵藪たりしなり。故に此民主政は其背面に歴史を有せず又哲理的學說の之を修飾するを許さず常に非常に唯物的なる且嚴格に實際的な性質を保ちたり。而して此點に於ては其佛國民主政を去るの遠き決して彼の佛國革命の英勇心と惟心説との餘波を蒙りたる歐洲各立憲王國の比に非るなり。

吾人はこれより進んで一層精密に米國社會の性質を定めたる主要の原因を開陳せんと欲す。



第二、米國に於ては土地開拓其他の爲に企業心の鼓舞を要せしむ

吾人一度眼を放つて、唯僅に所々に散布せる五百萬の住民を載せたる此茫茫たる地帯(佛國の面積に優ると十八倍)を看は、直に此住民の第一主要の目的は、其廣野森林及び延々たる荒蕪を開墾し、之に殖民するに在るとを了解せん。米國社會の顯著にして且奇異なる性狀は、之を民主政と謂はんより、寧ろ其巨大の邦土の發見、開拓、及び資本投加を目的とせる、一大商會と謂ふの近きとに在り。佛國人は能く此根本的性質を釋了せず、又常に之を心中に置かざるか爲に、其到る所に停滯し、將に誤解に陥んとし、又常に眩惑詭譎に遇ひ、終に附屬的なる若くは偶然的なる原因を捉へ來りて、誤謬にして且虛飾たる論結を演繹するに至る。

合衆國は第一に商業社會(Société économique)にして、而して唯第二に國民たるのみ(Société Politique)。是れ實に多くの謎語を解くに鍵鑰を與へ、又外觀的の撞着を除去せしむるの公式たり。例之へは米國の法律及び慣習は何故に現今の如く破産者に自由を與ふるか。又或る州憲法の

破産者及び債務者優待に関する例

家産の制に関する例

法條か立法者に對して債務者の爲に非常に利益なる規定を作る可きとを命ずるは抑も何の故ぞ。此理由は實に明白なり、米國に於ては殆んど投機の域に進みたる企業精神、これ其發達に闕く可らざる媒介者たるに則ち此理由なり。故に米國人は活潑有爲の人なるも、若し其頭上に懸くるに商業上の錯誤に對する嚴罰を以てせば、又若し一回の失錯の爲に永く不名譽と不信用との重荷を負はざる可らざるとに願慮せしめば、恐くは其進取の氣象を失はしめんとを恐るゝなり。又彼の差押ふると能はざる一小家産たる奇怪なる家産(Homestead)の制度は如何に之を説明し得可きか。是れ明に不幸の犠牲たる失敗せる移住者に安寧と平靜とを與へ、而して新競争に對する準備をなすことを得せしむ可き安全なる避難所を供せんか爲なるのみ。(原註)啻に其田地及び家畜の爲ならず、又其家財書庫等に至るまで差押ふることを得ざるものぞす。(ホルドワイン)

今如此き社會に最も適應する制度は、是れ國家の諸權力は凡て選舉に係る共和政治、已に高位を占むる階級をして、今高位に上らんとする階



第三、人口少きを爲  
に移住民の奨励を  
要せしむ

信教の自由に關する  
る例

一八〇  
級の有せざる法律上の利益を有せしむるか如きとなき民主政治たる  
とは一見甚だ明なる可し。何者此形式に依るの政府は冒險の廣野に  
於て第一に必要の職人たる獨立活氣の人民に財産及び權力の際涯な  
き觀望を開くものなればなり。

其他又亞米利加共和國は勞働者の必要なる人數を供給するに足る可  
き土着の人口を有せずと云ふ奇怪なる事情の下に在りて勞働者は外  
國より之を輸入せざる可らず。此必要は各州が常に雨の如くに下し  
雪の如くに降らしめたる極めて自由なる極めて民主的なる立法を生  
ずるに於て大に力ありたるものなり殊に各州憲法の首位を占むる權  
利宣告に於て然りとす。(原註)獨立宣告中に列擧せる不法の一は國王は外  
國人居に關する法律の制定を拒絶し又新に土地を獲得するの要件を困難ならしめ  
以て各州人口の増殖を止めんとせしむるなり。誠に奇き可し。如斯き事をなさざる可きに係らず信教自由の一般且有力なる布告を  
なしたるは抑も何の意を。余は素よりこれ第十八世紀の精神が此等

信教許容の宣言中に現はれたるものたるを許す然れども此他尙ほ  
理由なかる可からず。或は其天性に依るか或は其行爲の明瞭なる自  
覺に依るかを知らずと雖ども兎に角米國人は信教自由の不許若くは  
法律に依り明に一宗旨に利益を與ふとたるも尙ほ移住の門戸を鎖す  
に等しきものたるを自信したり。而して其移住たるや世界の各地  
より來り一齊に米國海岸に上陸するものにしてアングリカン宗徒あ  
りルテラン宗徒ありカソリック宗徒ありプレスビテリアン宗徒ありユ  
ニテリアン宗徒ありクウェーカー宗徒あり而して皆な其教旨を保ち其  
固有の禮拜式に従はんことを決心したるものなりし。英國古來の自由  
の形式か今や米國各州に於て嚴格大音を以て再演され又憲法の名聲  
と權力とに依り圍繞されたるは全く此等移住民の爲なりしなり。米  
國に於ては已に基礎に於ては普通法の默示の擔保ありて此等儀式的  
宣告に劣らざる充分の効力を有せり而して英國に於ける自由より一  
層良好なるものを求むるの謂はれなし。然るに尙ほ策の此に出たる



は、これ、全く、経験に、依り、此自由を知るものは、獨り英國移民のみ、止り、他の國人は、之を知らざるか、故に、此準備なき人種に對して、茲に、普通法外の一事を、要し、一層、銳利なる契約を、必要としたるなり。

吾人は、又多數の州が、普通選挙を採用し、而して、漸次多數の官職に、選挙の制を適用したる、經歷を見るに、亦、同勢力の作用あるを、看る。茲に、奇異なる一篇の文書あり、之に依りて、吾人は、合衆の以前に於て、已に先見ある政治家は、如何なる精神と如何なる豫望を以て、全國民に選挙權を擴張することを考へたるかを知るとを得。是れ、則ち、ペンなるものか、十七世紀の末に於て、全歐洲に散布せる訓示中に書するものなり。

曰く「移民は、眞の住民と、毫も異るとなかる可く、而して、其生活する場所の官吏の選挙に於けるのみならず、又、地方議會(Provincial Council)及び一般議會(General Council)の議員選挙に於て、投票權を有す可し、蓋し此二團體は、知事(Governor)と共同して、主權を構成するものなり。此の他、一層重大なるとあり、移民は、其生活する場所の公衆か、見て以て適當と

なすときは、如何なる種類の官吏にも、選挙さるゝとを得、而して、こは、其國籍及び宗教の如何を問はず」と。

(英譯)ラブリ氏、其著「合衆國政治史」第一卷三百五十六頁に引用せる佛語の訓示を參照。且、千六百八十一年出版、ペン氏、ペンシルバニヤ州要略「六頁に於ける次の記述を比較せよ曰く、

- 「第一條 知事及び公民(Governor and Freeholders)は、立法の權を有す、故に、人民の承諾なくして、法律を制定し、金錢を徵集するとなし、
- 「第二條 英國人民の權利は、本州に於ても、効力を有す、
- 「第三條 反逆に關する法律を制定するも、及び、故に、公民は、本州の繁盛及び安全に必要なる法律を制定するを得」

嗚呼、何ぞ其商業上目論見書の誘導的口調に似るの甚しきや。依是、觀之、千八百三十年乃至千八百五十年の間に、到る所に、普通選挙を輸入せし、立法上の改革は、一部は、全く上に引用する宣言書中に於て、ペンを刺鑿したる、商賣的算定より來ると疑なく。投票函前の全權は、是れ、眞に、移住に對する、保證金なりしなり。

余は、殆んど、茲に、彼の、普通選挙は、西部の人口稠密ならざる諸州に於て、始りしとを、謂ふの、要なかる可し。此等の諸州は、政治上永く舊住民の



下位に立つの豫期に依り、移住民を失望せしめざるの必要を感ずると他の諸州に比し一層切なり。而して一州已に之か提出の任を執れば他の諸州にして苟くも移住の風潮已れに向はすして他の好遇なる諸國に向ふを見るを好まず、又代議士の數人口に比例する代議院に於ける勢力の權衡の我不利に傾くを希はざるに於ては、勢ひ其議に賛同せざるを得ず。而して此議に反對を試みて最も力を盡したるものは、重に古昔の諸州なりしは亦注意す可き一事とす。則ちマサチューセツツ、ロード・アイランド、コンネクチカット、ペンシルバニア及びジョージヤの諸州なり。(原註)ペンシルバニア、マサチューセツツ、及びジョージヤの諸州は、トは選舉者は納税者たるを要す。又マサチューセツツは文字を讀み若くは讀む能はざるものを除外し、コンネクチカットは讀む能はざるものを除外し、之を許す。蓋し此等の諸州は千八百三十年の交に於ても、已に人口稠密にして且年々巨額の資本集積され、他の尋常の餌食を示さずして已に能く移住民を誘引するに足るものなりし。立法者の多數は、移住民をして永く待俟の中に止めず、又不便なる段階を経るの要なからしめんとして最も苦心配慮する所あり。歸化手續

の大に事をして荏苒ならしむ可きものたるを以てや、合衆國に於ては全然此手續を省略せんと欲し、又聯邦法律は尙ほ未だ移住民をして合衆國臣民の班に列するを許さざる時に當り、之をして自州の選舉體に入るとを許したり。(原註)十四州に於ては外國人は全く規則的の歸化願するときは州立法部議員の選舉權を得、從て國會議員の選舉權を得。而して全く他州と制を異なるものあり、一はマサチューセツツ州にして歸化に於て二年間の居住を要件とし、一はカリフォルニア州にして歸化後九十日の經過を以て要件とし、而して二州共にこの要件を具備して、初めて歸化外國人は官吏の被選資格及び選舉資格を享有するを得る。北亞米利加雜誌千八百八十四年五月判事エム、ストロンゲン氏論文四百十五頁及び四百二十一頁參照(英譯)アライス、氏亞米利加共和政治」此に於て移住民は其上陸するや直に之を登記し、其職業を得んか、爲に、阜頭に徘徊するや、直に之を投票函に導き、爰に此臨時選舉者、此外國人は、曾に州立法部に於ける其選舉區の代議士を選舉するのみならず、又聯邦國會に於ける其州代議士を選舉す。余は此選舉權擴張は、眞臣民中に民主的同權を確立するの外、他の目的を有したるとは、今此に陳ふるものよりも、確然たる證據なきことを信するなり。



尙ほ又統計は現然余の見解を確證するものあり。千八百三十年より千八百四十年に至るの間に、吾人は初めて普通選挙の聲を聴き、而して千八百四十年より千八百五十年に至るの間に、其各州に確立されたるを見る。今移民の数は千八百三十九年に於て六万八千にして、其後八年間は殆んど變動なかりしか、これより漸次増加して、千八百四十五年には十一万四千となり、千八百四十六年には十五萬四千となり、千八百四十七年及び千八百四十八年には二十三萬五千及び二十六萬六千となり、千八百四十九年に於ては三十萬を越へ、而して千八百五十四年に於ては終に四十二萬八千に達す。此上騰の比例は明に誘導の充分なりしと、及び移民誘引の装置の功を奏したることを示すものなり。

(原註)實に此増加は千八百三十八年に於ける第一大西洋横航船の開始と符合す。

### 第十章 米國二大政黨の影響を論じ併せて佛

#### 國民主政と米國民主政の差異を論ず

茲に尙ほ一事の忘却す可らざるものあり、是れ反動的の勢力にして、聯邦の公生活に於ける大事件か、各州の公生活の上に及ぼす反響なり。

余は所論の劈頭第一に於て尙ほ又憲法の緒論中に於ても、各種の困難の根本は、各州の主權と聯邦政府の權限の間に、如何なる權力分配を爲さんかと謂ふに在りしことを陳たり。

フェラデルフヤ大會に於ては、此最要根本、余は言はんと欲す惟一の問題に關し、熱情的討論ありたり、而して此討論は唯是れ憲法確定の後に在りても、尙ほ常に同問題より生したる、大争闘の發端たるに過ぎざりき。此争闘たるや、實に今日に至るまで合衆國史の全部を充塞するものなり。合衆建立の後、二大政黨發生し、此二黨は其原質を變せずして、屢其名稱を變じ、而して恰も二箇相反する政治論の役務に服するもの

米國の二大政黨



として登記されたる政治上の配當人數の如きものとなれり。則ち各米國人は必ず或は「共和黨」或は「民主黨」として登記を受け、一人と雖ども中立を守るの希望を有せず又能力なし。此二政黨は大統領の選挙並に國會議員の選挙を監督指揮し、非常の熱心を以て喧鬧に進入し、其利益となるものは一芥と雖ども収集するを怠らず、而して此目的を達せんか爲に各聯邦行政官職の保護を利用し、勝利を得たる政黨は其役務に服したる政治家に對價として此等の官職を分配す。然れども政治家は之を満足せしむるに難く、且聯邦政府の支給に係る官職を以て之に割充てたる黨人に支拂ふ可き資本は、直に不足を告げたり。此に於て各政黨は漸く各州政府の支給に係る官職に其手を下すに至り、而して此官職をして能く此目的に適せしむるか爲に、悉く之を選挙に依るものとし、且其任期を可成丈短縮せり。此方法に依り任命を以て常時革新し得可きものと爲し、恰も政黨幹事的手中に於ける現金の如くならずしめ、又各政黨の選挙豫算の資本をして終始回收再投し得可きもの

二大政黨の結果として生したる民主的精神

とせり。共和黨も又民主黨も、共に地方的若くは聯邦的たるを問はず、各官職に對する候補者の姓名を政黨表に記載し、而して其姓名全表は又全能なる黨派心の命令に依りて定まり、靜和健全なる各州の利益は全く聯合的利益の爲に打破らる。依是觀之、此選挙を一般に擴め、且任期を短縮せる政黨行爲は、激烈なる民主的精神を發揚せるものと謂ふ可く、純然たる地方的勢力の下に在りては決して如斯迅速なる發達をなすと能はざりしなるへし。上に陳ふる所を見れば、吾人は茲に聯邦的勢力が、各州の政治上に及ひたる奇怪且不慮なる方法の一例を有するものなり。二大政黨は共に其軍資を保持し、其選挙軍に支給するの資本を充實するの必要を認めたるか故に、二黨共に、彼の各州主權を保護するを以て主義とするものも、亦各州官職の任命をして聯邦的ならしめ、又民主的ならしむるの止むを得ざるに至れるなり。

佛國民主政と米國民主政の對照論評

今之を以て千八百四十八年佛國に於て起りたるものに比するに、狀勢の異ると宵壤も比するに足らざるあり。佛國は原質的に民主政なり、

第十節 米國二大政黨の影響を論じ併せて佛國民主政と米國民主政の差異を論ず



而してこれ實に宗教信者の熱中と及ひ博學なる論理家の精密とを以て然るなり。佛國は歩々を追ふて其民主的同等の理論より出る所の結果を演繹せり。千七百八十九年後の佛國の全史は吾人に示すに其終始抽象的の推論重大なる證明純正義の不撓の研究に従事せるとを以てし。又此精神は常に革命時代の權利宣告中に光輝を放ち而して彼の共に感情と理論とに基き千八百四十八年の普通選舉を産出せる行爲の經歷中に其跡の歴々たるを見る。實に政治家は一舉して普通選舉を確立し而して如斯劇烈なる且急遽なる變革の結果に關しては全く心を費し思を馳するとなく。唯一に中流社會及ひ其小政客を嫌厭するを以て主義とし人民的感情の源泉より一掬を得るの必要を感じたるなり。實に此時に當り人衆の心中に充滿せる一種の博愛的・信心的なる耶蘇教者流の精神此文辭の根原の意味に於ては到底筆紙の記述する能はざる所なり。如斯して終に普通選舉の確立は人民の主權及ひ民權同等なる二箇の理論より巧妙なる論理を経て流出せ

り。則ち論理は命令の辭を與へ而して人皆な之れに服従せり。翻て合衆國を見るに決して此體裁の民主政にあらす。經驗的理論を以て充溢せる此國に於ては人衆一齊絶叫すると雖ども又人衆は極めて不羈獨立の如く見ゆると雖も又常に大に確然一定せる公益に服従する所あり。米國に於ける普通選舉は單純に推理的精神若くは自然的正義の要求を満足するを企圖するに非ず其目的は主として佛國とは全く異りたる社會組織に於ける農業的工業的及ひ商業的の需用を充さんどせしにあるなり。故に亞米利加合衆國の甚だ特例ある經濟的の狀勢並に其聯合的性質は決して之を忘却す可らず若し此事實をして常に眼中に在らしめざるときは直に此純乎たる民主政の進化の性質並に其命運に關し且又佛國の利益の爲に亞米利加民主政より正當に演繹し得可き教訓及ひ戒諭に關し一大謬見に陥らんとす。



### 第三編 佛國英國及び合衆國に於ける

#### 主權の觀念

(註) トートミール氏は此篇に題して、*La nature de l'Acte Constituant en France en Angleterre et aux Etats-unis* を云へり然れども其意義は蓋し國家主權の憲法を制定するの行爲に云ふに在り今暫くダイセイ氏の英譯に従ひ題して主權の觀念とせり讀者之を諒せよ。

#### 第一章 緒論

前二篇の題目たりし英國及び合衆國の憲法は其比較の目的にして此二政治組織の異同を明にせんとするものに非れば一も比較の材料を與へざるもの、如し。然れども此二憲法は大に其趣を異にするものあり。英國憲法の其大部分は不文なり米國憲法の大部分は成文書類に存す前者は王國の法律なり後者は共和國の法律なり前者は統一的且王權的なり後者は聯邦的なり。又大臣と國會の關係に於て一は大臣責任の理論を採り他は大臣獨立の理論を納る。又終に事物の根底



に就き論ずるときは、後者は其構造に於て純然貴族的なり、後者は隔々に至る迄民主的なり。讀者は余が如斯外観上全く反對せる二體裁を比較對照するを見は必ず一驚を喫せん、況んや人必ず余を以て、其詳細に於ても又其一般要領に於ても英米憲法が互に相似るよりも、多く兩者の何れにも類似する佛國公法を採て、前二憲法双方の對手及反對として論ずるものとなすに於てをや。然れども此三憲法の異同は之を推究せざるを宜とす、且民主政が漸く此三國に派及する程度に應し、三者の異なる所は漸々鎔解消滅に歸す可きものなるなり。余は唯茲に次の理論を演繹せんか爲に暫時比較を保持せんと欲す、則ち憲法の種屬を確定し、之を定義し、而して類と異點に依り、(Per genus et differentiam)之を類別せんか爲には、憲法の包有せる命令的規定の如く緊要にして又憲法が各種の權力間に保持せる權力平均の確定量の如く、判然確然たる、因數(Factors)の存するあり、余は憲法存立の原因にして、又其原素を集合統一したる、憲法に先づの勢力を謂ふなり。換言すれば、一國憲法の

或る重要な性質は、其主權的權限に依り制定されたる權力間の關係の觀察よりすると等しく、又歴史起元及び主權(Acte Constituant)の性状の研究より歸納するを得るものたる是なり。余は此著中已に數回此點に論及せり、然れども此題目たる極めて重要なものなるか故に、余は茲に之を一論斷となし、觀念を統一連結し、一層明瞭なる形式に於て之を開示すれば、決して無益にあらざるとを信するなり。



佛國革命の憲法上に及ぼせる影響

## 第二章 佛國に於ける各種の權力及び其淵源を論ず

佛國に於ては、一朝革命の起るに當りては、苟も公權を行ひたる百般の古來の權力は、——最高のもを除くの外——例之へは貴族僧侶裁判所、地方團體、官吏、市府の公吏及び寺領等、悉く古政度(Ancient regime)の行爲に由り、地位を下し、信用を喪ひ、職權を剝かれ、或は全く權力を失へり。此等のものは唯外皮のみより養分を受くる樹枝の如きものなりし故に、今樹液の養ふ能はざる此半枯木を倒すに於て一も哀惜する所なかりしなり。革命は此權力を伐倒したりと謂はんよりも寧ろ其激動により之を震倒せりと謂ふ可し。王室は其萎々たる樹葉の蔭に已に全く枯凋したる重なる枝葉を失ひ、寂然孤立巍々として風雪に傲るも、今や斧鉞の一撃を待つ古幹の如く、終に其順に遇ひて而して倒れたり。事如斯なるを以て、萬物悉く新に之を此穿堀發鑿殆ど一物を余さず耕耘爰除し盡たる田園の土に種蒔するを要せり。人民の全體是れ殘留

佛國憲法は人民の創作する所なり

佛國萬般の權力は其源を革命憲法に發す

せる唯一の社會制度なり、故に今人民は無一物より新權力を創成せざる可らず、——一、新政治社會を發明組成するを要せり。然れども此等の事實たる皆な人の熟知する所なるを以て、余は敢て永く之を此に説かず、唯次の一言を以て之を止めんと欲す。佛國に於ては、各般の權力、各般の確立せる官府は、悉く源を革命憲法に發す、——これより進行し、これより其名義を導けり。他の下級官吏の場合に於ては、其權限の名義は初めは憲法中に編入されたりとも、後に至りては憲法が確定せる權力に依り制定されたる法令より之を導けり。然れども第一根原は双方共に同一にして其授權は憲法以前に遡るを得ず。これか唯一の例外たるものは、千八百十四年に於ける王室及び稍や不明なるも千八百三十年の王室に關する場合はなり。則ちルイ十八世は其古來の王權に依り統治することを自負し、又ルイ・フィリップは其の自ら看る所に於ては、國會議院とブルボン新系間の契約に依り王冠を得たる選舉的君王に非ざりしなり。然れども此二例外は或る意味に於ては原則



佛國は人間分子より組成する統一體あり

各種の團體は人格を有せず

を確定するものなり、何者此二者は共に其歸屬せる制度に反對し、又之か溶解劑として働きたることを示すものなればなり。如斯くして異りたる起元を有したる原素は遂に暴力を以て場外に放逐されたり。

吾人は此結果を茲に見んと欲す。終に佛國か小人間分子の無數を以て組織されたる、一箇の單純なる統一體なるの時、歴史上に出現せり。而して此一體より切放したる新團體は、其初に當りては、唯統治の便益の爲に、随意に創定したる團體たるに過ぎず、決して永時の共同生活の漸次なる作用により成りたる有機的團體には非りし。此等の團體は薄弱なる邑制(Commune)を除くの外、總て今日に至るまで僅に百年以内繼續し、且皆狹隘なる制規を以て束縛さるか故に、此等の團體は今日に於ても尙彼の地方團體か、唯其永時の存立と及び統治者の恩惠贈與たるよりは寧ろ容赦怠慢とより導くことを得可き、箇人的生活若くは余は一層進て謂はんとす、人格の自覺を有せざるなり。余か謂ふ如く此團體は全く箇人的生活を有せざるか故に之に透過するものは國民的生

活にして、又其吏員を維持し之を指揮するものも亦國民的精神の自覺なり。余か謂ふ所の誤なきは法律其者か之を明にし、又次の事實により之を示すとを得、——千八百三十八年迄は縣(Departement)は法人的存立を有せず、而して今日に於ても郡(Arrondissement)には尙ほ如斯き法人的存立を許さず。加之國家最高の諸種の官府も亦地方的官府と等しく獨立存在の感覺を有せず、又眞に「人格」を有するとなし。唯昨日生れ出てたるか故に、尙ほ緊着有體なる臍帶に依り、之を創造したる憲法に連結され、未だ自ら思考し自ら感覺する方法を作成し、而して此等の習癖に依りて法律外に確然たる基礎を發見するの暇あるとなし。要之するに彼の集合體の場合に於て看る所の存在及び自頼の有力なる理由、則ち長年月なる事實より發生し來るものは、一も此等團體の存在中に進入し、而して法令より獨立したる固有の權利を得るの習性を發達せしむると能はず。故に千七百八十九年後に在りては、吾人は佛國に於ては國王たる一箇人ありしも王者なしと謂ふを得可し、則ち若し吾人は



此王者なる辭に依り、一定の時に於ては單一の一箇人に依り代表されたる永久的法人體にして、其一箇人は該法人體より其固有の價值、其固有の責任、及び其固有の信用以外に、或るものを受く可きものを指さんと欲するときは、則ち王者なしと謂ふ可し。又貴族、樞密院議員若くは代議士の名稱を帯ひたる代表的の各箇人か、憲法條文の規定せる條件に遵由して相來集し、而して其集會場内に於ては彼輩か場外より齋來りたるど毫も異らざるものを發見するの議會ありし、然れども一貴族院なく、一樞密院なく、一代議院なし、若し吾人か此語に依り其固有の性質と精神とを有し、又後世議員に傳ふ可き或るものを有する永久的團體を意味せば、此等の高等官廳は、近來の起元にして、條例に依り創立されたるものなり、故に此等は終始其保護を之を創作せし法律と、法律を創作せし人民に向つて求め、國民的意志——總人民の意志——是れ其魂魄なり。然れども此國民の意志なるものは是れ唯一日の意志たるに止り、今強大有力なるも直に無力瘦衰し、今日は熱中のに活潑なる

も明日は活氣を失ひ、將に懶惰に流れんとするに主る。蓋し此等官衙か時としては全國民の感激及び誠心より來れる難押活氣を帶ふるを見、又時としては公衆の之を顧みる所なきよりして、全く之を組成する各箇人の弱點及び利己心の奴隸となるを見るは上陳の理由に出るなり。約言すれば、佛國の政治組織は彼の一部分若くは特段なる目的を以て存在し、之に由りて道徳生活を一定の標準點に保持するを得可き大團體の表示する高尚なる團結心 (esprit de corps) 及び濶大可嘉自頼心を闕くものなり。又佛國政治組織は其小孔に至る迄全然國民的なるか、故に従て其極端に至る迄一々公衆の精神の振動に従ふものなり。



### 第三章 英國に於ける高等權力及び下級權力並に其淵源を論ず

英國憲法は主權的  
人民の製作物にあ  
らず

英國に於ては、憲法は、——余は此語に依り、凡ての方向に於ける公權の行施を規定する成文若くは不文の規則の全體を意味す、——無一物も、權力を創定し、之に一定の權限を授與する、主權的人民の制定したる命令的法規の結果に非ず。英國憲法は二面的若くは三面的行爲の一連より組成さるゝものなり。此等の行爲は多數にして又種々なり、或は暗黙の合意たり、或は討論の結果として獲たる合意たり、或は又既に存在し、承認され、尊重されたる權力、或は此權力は事情の勢力に依り創成され、且永久の占有に依り其名義を要求するか故に、或る意味に於ては自ら建造せる權力とも謂ふを得べき、權力間の嚴格なる公約なり。英國の歴史を遡りて第十四世紀に至れば、吾人は三權力の相對峙せるを見る、——國王、貴族、及び平民是なり、而して此三者は終始或は親密なる談判に或は激烈なる反對に従事せり。此時より以後年を追ふて此

英國の大權力は憲

三者は其變動的形式、其動搖的關係、及び其不完不確なる權力の權衡を整理するの任を執れり。千六百八十九年の「權利宣告」及び千七百〇一年の「皇位繼承法」の二文書は通常近世英國憲法の法源として引用する所なりと雖も、是れ唯重大なる條約たるに過ぎず。當時の問題は權力を制定するにあらず、——權力は既に存在せり、——又其附屬の權利を詳述するにあらず、——附屬の權利は既に慣習に依り定めり。此有名なる二文書の全目的は、實際問題ある點に關し、慣習に依り定めたる此等權力の範圍を確定するに在りたり。國王は此等の文書に依り其權限を得たるにあらず、唯新朝家か此等の文書より其名義を導くに過ぎず。國王の特權は尙ほヘンリー八世及びエリザベスの有する所の特權にして、順次相傳へて後嗣に及び、而して新朝家は、皇位繼承の順序を變更せる諸法律によりて一部を確定せる、普通法の一般の制限に従ひ、單純に既定の事物を承認するに過ぎざるなり。要之するに、英國の政治的大權力は、決して憲法の創作物にあらず、何者



其存在は凡ての根本法に先づものなればなり。其名義は一定の日に於て明文と形式とを以て公布されたる國民意志の直接表示の結果にあらすして、數百年間争はれざる永時の占有より生ずる權利たり。其基礎は國家主權の印璽を以て裁可せる法律の以外に存す故に憲法なる語を佛蘭西風の義に取るときは憲法の以外に存するなり而して此憲法外の權力か時に或は憲法の一部たるか如き觀を呈するは其憲法に依り製作され認定せられたるか故にあらすして憲法か其製作する所に係るを以てなり。憲法は此等古來の勢力間に漸次確定せる境界の限定を明示せるに過ぎず。而して此等の權力たるや常に相接して存立し終始其權限の要求を擴張し或は縮小し又常に相衝突し且相制歴し又相協和す然れども決して休止眠息するとなし。

(原譯)「三權力は共に相聯合して存在し各其固有の權利を主張す」と雖も實際其權利の範圍を知るものなし。故に各權力の成功は全く時日事情及び位に在るの國王に關係せしなり。一書にて謂へば英國の憲法は健偉に依り成りたるものさ明か可む」ダルトン氏「政府論」三十八頁

余は是れ迄唯最高權力のみを論したり然れども下級官廳の狀勢も其

下級官廳は慣習及び永時の占有により權限を有し又獨立するなり

地方官廳なると特別官廳なるとを問はず一般に之れに劣らす奇怪なるものあり。下級官廳は一般に佛國に於けるか如く法律に依り一定の日に於て認可されたる確定名義に其權利を推及するを得然れども此根元の名義は甚だ不完全にして其認可は甚だ舊古に屬し之を永時の慣行か根元の法律的基礎の上に接枝せる慣習上の權利及び其古來の占有の事實とに屬する名聲とに比せば誠に些細の事に過ぎず。英國に於ては國家的一致は既に如斯き昔時に存在し又此一致の感情は如此き昔時に於ても甚だ強盛なりしか故に國家は此等の附屬的の造營物を嫌忌するとなさのみならず其獨立の發達を尊重し之を其幾分か不定全なる制度の補充又は補助と認定するの利益なるを曉れり。事如斯くなりしよりして獨立生活の自覺と成定認可に係らざる權利とは時日と共に無數の大小官廳地方或は特別の官廳を作出せり大學宗教團體市府寺領及び諸種の認許團體の如き則ち是なり。而して此等のものは一々順を追ふて創作されたるか故に各團體は多少不羈獨立



の有様に在り、一として同級の班列中に受動的の地位を取り、若くは自ら一般の幸福に従屬せる制度に附隨せるものなりとして考ふるに満足するに能はず。加之其沿革極めて古く、其起元は或る場合に於ては政治體其者の構造と相去ると甚だ遠からざるを以て、此等の團體は其舊來の社會的職務を以て、國家の委任に依るものなりと思考するの慣習を失ひ、自ら單純に國家の伴侶にして其代理人に非すと思惟し、實に英國法學者は沈思熟考大に哲理的の視察を下すに非れば、決して此等の造營物か眞に國家の用人たり、其要求は公益に讓歩せざる可らざるものなるを發見すること能はざるに至れり。

讀者此に至れば其事情の佛國に比し如何なる等差あるかを曉らん。蓋し佛國に於ては國民は單一の一體なり、英國に於ては一の集合體なり。佛國に於ては最高權力は悉く憲法に依り創作され、英國に於ては最高權力は其生活の行爲と其中に働く勢力の自然の作用とに依り、日自ら憲法を製作し之を完備す。佛國に於ては部分的又は特別的の

團體は總て人工的にして、相結托して整理する組織的の社會をなし、而して之を統轄するの權力は法律に依り其權利を享有す、然るに英國に於ては部分的、特別的の團體及び之を統轄するの權力は遙か古代に淵源し、而して永時の占有より各其權限の確定の範圍を享有す。



### 第四章 米國國民竝に聯邦權力と各州權力の關係を論ず

余は前編に於て合衆國に於ては聯邦の組織は之を各州内部の組織より分離す可らず、而して此二組織は共に之を對立併視するに非れば、完全精確の意味を有するものに非ることを示せり。故に先づ初めに此二者を分別し、而して全體か此二者より受くるものを知るか爲に各別に之を論ずるを宜とす。舊世界と連鎖を絶ち、或る意味に於ては政治社會の起元に投戻されたる各箇人か新開地上に創立せる各州は、佛國人の加く徹頭徹尾其地方竝に中央諸官衙を新立するを要せり。余は前に此點に於て各州憲法は佛國憲法と甚だ類似するものあることを陳たり。然れども余か茲に論せんとする聯邦憲法は混合的の性質を有す、則ち聯邦憲法は次二點に於て佛國憲法に似る、第一に、其國家主權の明示の行爲に基くと、第二に、百般の聯邦權力は此行爲より其存在及び授權を受くると是なり。然れども一層仔細に觀察するときは、此假想的

聯邦憲法の佛國憲法と類似する二點

米國に於ては憲法が國民を作れり  
各州權力

國民意志の表示は、其初に於て形式的及び明示的たりしに過ぎず。實に米國人民なる名稱は憲法條文中に現出す、然れども人民は其政治家に命令するか爲に是れに編入されたるにあらすして、其政治家の智謀に依り、永く假設のものたるに止り、不確定のものたるに過ぎざりし存在を受けんか爲に編入されたるに止る。(英譯)此意見を確證する爲に、  
「第一卷」十六頁、ワシントン・デュファソン及びハミルトンは、共同國家の代表者たるよりは却て其辯護人たり、又彼輩は究極する所は主權諸州の代理人たりしなり。而して此等の各州は皆百年以來のものにして其二三のものは其名四方に聞へ、而して各皆な相結托して行動するに慣れたる各團體の利益を包有し、各皆有力固有の團結心を以て相分離せり。余は茲に此の重要な事實を主張せざるを得ず、何者合衆國に於ては人工的の元素にして、且創成的なるものは米國人民なればなり。米國に於ては國民が憲法を作らざるに非ず、憲法が國民を作らしなり。効力ある主權は當時唯一の活動的勢力たりし各州の行施する所なり。



しか故に、憲法の各條に於て、吾人は、諸州か却賣に於て國民的要素に許與したるものを、小賣に於て取返さんと試むるを看る。各州は各法條に於て抗爭非議し、而して此小節細目の討議中常に人民感情の非常なる後推を有したり。此に於て千七百八十七年乃至千七百八十九年の憲法は、各州か憲法に依り創作されたる聯邦權力と相對立することを許し、各州は其分離生活を繼續し猜疑を狭んで相睨み、黨を結んで相抗す。則ち各州は深慮欲を制するの行爲に依り自ら最高の權力を創定し、而して後諸州より成れる各黨派は互に或は之を用ひて自己の權勢を獲得するの方法とし、或は之を以て罪逆の防禦と思惟せり。實に五十余年合衆國政治史は殆んど全く此憲法以前に存在し、且或程度迄は之に依らずして存在したる、強大なる組織的權力(各州間の争鬪の歴史にして、尤も偶然意外の事件に富むものなり。今日に至りては永時の共同生活は大に國民的一致の感情を盛にし、又南北分裂戦争は聯邦權力の勢力を揚げ、膽力を増し、且其地位を高めたり、然れども千八百六十年に

至るまでは、憲法は、外觀及び外國國民の眼光に於ての外は、米國國民の統一及び主權を保持するものと謂ふ能はざりし。要之するに、各州は憲法以前既に永く存在せしか故に、憲法の最上無限の權力を承認するを好まず、而かも往々各州は自ら創定せし國家權力の機關を利用し、其固有の目的を達するに便利なる機械となせり。



## 第五章 佛英米憲法の意義及び其主權を論ず

三三二

余か前に説述せる所に依り、吾人は今前三國に於ける「憲法」なる語の精確なる意義及び實質を定義するを得可し。佛國憲法の體裁は混沌の中より政治的權力の階級を喚出し、而して之を組織せる人民が公布したる命令的法律なり。英國憲法は其原質に於ては公權の一部分の舊來の蓄藏者たる少數の古昔團體則ち法人間の公約なり。合衆國聯邦憲法は其形式に於ては中央及び最高權力の組織を作り、其附屬物を確定する命令の法律なり、而して此點に於ては佛國憲法と同種類に屬す。然れども此法律たるや國民の權力を創定すると同時に、之を制限せんとし、合同せる數箇の相分離して主權を有する政治體間の條約に基礎を置くものなり。

以上二箇の定義に依りて明白なる差異及び類似の點より出る結果は蓋し多々なる可し、而して其中の二三は既に此書中に論述したり、余は再ひ茲に主權の觀念に關する結果のみを取りて論ずる所あらんと欲す。

## 第一、佛國

す。主權の基礎、其原質、其制限、其組織並に之を規程するの文書の形式及び精神是れ今日に至る迄アングロサクソン憲法の特異の性質として掲出せられ來りし點なりとす。然れども余は今之に附加して其互に相似るの點は、此其兩者が共に佛國公法多數の紀念物に對して有する反對に比せば、後者の前者に勝りて一層著きものあるとを陳んと欲す。千七百八十九年後は佛國に於ては、一無體物として觀察したる國民が實際強大なる生活力を以て活動せる唯一の團結體にして、而して又其國民中には各箇人の外堅牢強固なるもの一もあるとなかりし、蓋し國家の支柱を立つるに足る牢固なる基礎を發見し、舊政治的團體の覆屋類をか殘留せる汚穢を清掃、芟除せんと欲せば、是れ止むを得ざるとなりしなり。次に佛國立法者の目前に迫りたる第一主要の問題は、各箇人權利の確定是なり、全佛國歴史は吾人に與ふるに實に此問題の緊急重要なりし證明を以てせり。而して吾人は此問題より甚だ單純なる又甚だ精確なる主權の觀念を演繹するを得。抑も佛國に於ては前

## 佛國の主權



に陳ふる理由に依り、國民は人民の全體たるの外他物たる能はず、故に主權は理論上は全人民の意志なり、而して實際上は則ち數字上多數の意志たるに歸するなり。蓋し此多數は實に千八百七十九年後の佛國に於ては、百般適法の權限の單一必至の淵源にして、又現今存せる權力は悉く此多數の製作物にあらざるなく、又悉く此多數の事業たる憲法に其基の取らざるものなし。故に如何なる權力にても此多數の意志を代表せず、又は誤りて代表するの疑あるものは、其存在の正當の理由を失ふの義にして、而して其全組織と統合を闕くよりして、直接の破壊若くは變造に着手せらるゝものなり。多數以外に支柱あるとなし、故に多數に反して抵抗若くは永き反對の據つて立つ所なし。彼の佛國の政治組織は常に自動的、且迅速に權力統一の方向に向ひ、降下するは全く此理由に出るものたり。而して此佛國制度生來の天性に反抗するの準備は唯文明の進歩と智識の發達あるのみにして、此等の制度中に内部且自然的の作用を喚起し、以て此制度を其常道に進ましむ

第二英國

英國主權

英國に於ける「人民」

る強大なる風潮を止めんとするは到底望む可らざるとたるなり。

英國に於ては政治的景色の前景は悉く國家的又は地方的の古昔團體の占むる所に係る、而して此等の團體は其權力の大なるを其團結力とに富むとに依りて、國民中に固有の基礎を定め各箇人と國家との中位に立てり。殆ど吾人の時代に至る迄英國國民は決して自ら此等の團體より獨立分離せるものと思惟するとなかりし、主權は時としては國王に屬し、時としては貴族に屬し、時としては平民に屬し、而して如此等の永久強大なる團體が順次主權を占有せしか故に決して各箇人民の全體に歸屬せしとなく、極めて近世に至る迄は英國憲法に於ては「人民」なる辭は、ブッテン國を組成する人衆の全體を意味するとなき、三大主權體を集合せるものと同一なる意義を有せり、則ち國王貴族及び平民是なり。此等の強大永久の權力に比し、人民なる變動の無力の一體は、冥々の中に蔽はれ、其國憲法の眼中一箇人としての、人民は政權を享有するとなき、此權利は或は之を主權團體の三部に歸し、或は之を古



舊にして且獨立なる團體に歸せり。例へば衆議院は其初に當りては明に縣(Counties) (英譯)縣は、精確に謂ふときは法人ならず、然れども茲に Person-  
ne morale なる語を用ひたる意義にて云へば尙ほ Personne morale なり。府(Towns)市(Boroughs)及び後に至りては大學の如き數百の法人を代表し「平民」(Commons)ある辭の元來の意義は、信憑す可き語氣に依れば社團團體にして吾人か考ふるか如く普通の人民を謂ふにあらす。而して此等の團體か今日に至る迄眞に選舉權を享有する唯一の人格たるなり。二三の一箇人は其固有の權利を以て投票するの權を得たりと雖ども、法律は此等の箇人的選舉者に注目することなく、殆んど其何人たるかを問ふに及ばず、況んや其何人なる可きかを決定するに於てをや、唯市に於ては、其地方的慣例に依り近頃に至る迄何人か選舉者たる可きかを決定し來れり。 (英譯)此事今は條例を以て規定せり 人民を其人民たる資格に於て若干の政權を享有す可き人なりとなすの法律上の觀念は、初めて千八百三十二年に至り幾分か認められたり、然れども此時以前に於ても、英國法は實際全く之を知らざるに至るまで此觀念を誤解すると

人民の發達

はなかりしなり。人民か人民たる資格に於て政治上の舞臺に昇り來りしとは、最初は殆んど之に留意するものなかりしと雖ども、然れども未來の結果を問はず既に現今の結果より見るも、英國に於ける本世紀政治上の大事事件たりしと疑なし。此後に至り人民をして自由且正意に其公務を施行せしめんか爲に制定せる選舉法及び賄賂禁止法は、法律か終に人民の存在を確認し、人民は團結體の班列より免れ出て、自ら公衆をして、留意せしむるに至り、且法律の認めたる人となりたることを證するに足るものなり。何者此等の法律制定以前に在りては、賄賂及び脅迫は選舉權を有する地方團體の私事なりと看做し、輿論は國會の之に干渉せざることを勸誘せり。 (英譯)國會は千八百三十二年選舉法改良法の  
出るべき以前より賄賂の收受を以て罪とせ たり、グラックストン氏英法註釋第一卷百七十八頁百七十九頁參照。アトミ  
氏か茲に謂ふ所は所謂腐敗市府の存在を認許し置きたるに關するなり。則ち此時に於ては明に選舉者の最終の元素は箇人的人民に非ずして地方團體若くは法人體なりしなり。今日に至りても尙此二觀念の反對及び競争あるを免れず、彼の選舉者の資格を規定する改良法と、選舉



法中に代表権を分配する分配法との間の顯著なる分別を見る時は明なる可し。千八百卅二年千八百六十七年及び尙ほ千八百八十四年に於ても議席の配分は選舉者の資格よりも一層公衆の感情を激動し、一層重大なる結果あるもの考へられたり。然るに彼の選舉權擴張及び議席分配に關するグラッドストーン氏の法律出るに至り、以來此二觀念間分別に關する論争を止め、少くとも其問題をして最早重要ならざるものとせり。(英譯千八百八十四年人民代表法「ビクトリア第四十八年法律第三號」及び千八百八十五年議席分配法「ビクトリア第四十八年法律第二十三號參照」)則ち此等の法律に依り一箇人は勝利を得、歴史的の團體は之を解散し、選舉者の數に比例して區劃せる選舉區を設定せり。故に總て外形より見るときは、英國選舉制度は速に佛國風に嚮ふの勢あるものと謂ふ可し。

合衆國に於ては、一箇人及び人民の享有する政治上の義務及び權利の觀念は、既に永く法律の認め來りし所にして、而して各州憲法は明に是か證明をなせり。故にフェラデルフの大會か、選舉權に關するを千七

## 第三、米國

## 米國の人民

米國聯邦憲法に於ける政權

百八十七年の國民公約外に置きたるは、選舉權の重大なることを認識せざりしに依るに非ずして他に一定の目的ありしなり。余は前に第一憲法追加法に依り作られたる「權利宣告」は、如何なる意義を有し如何なる關係を有したるかを詳述せり、余は右の分拆中の二點を、茲に再述せざるを得ず、第一に此等の追加法は、唯聯合權力に對して規定するものにして、各州を拘束するとなきと、第二に、追加法は、各國人に保護の擔保と方法とを與ふるも、之に政權を主張する方法を與ふるとなきと、是なり。積極的政權に關しては、聯邦憲法は州と稱する古昔主權團體に對してのみ其占有を保證す、故に聯邦憲法に從へば、積極的政權の唯一の占有者は各州にして、人民一箇人として主權に關し、其配當を受くるとなし。余は此事に關し、唯た一證を與へん欲す、去れども是甚た顯著なるものなり、讀者須く人民は精確に謂ふときは、聯邦憲法活動の範圍内に於ては、決して聯邦的選舉者に非らざることを回顧すへし。中央權力は、選舉權問題の如き根本的の事項に干與するとなき、中央權力



は、唯、各州に、選舉代表の一定の配當を分配し、而して、各州は些細なる制限(英譯合衆國憲法第一條第二項)に從ひ、其隨意に何人か國會に於ける其州代議士を選舉するの資格あるものか、又何人か其州大統領選舉者なるかを決定するなり。

(原註)第十五回改正の後、各州は選舉權を不平種又は肉色に關し、せしむると無きか爲に合衆國人民中に選舉權の不平種を制定するの自由たり。

政權は各國民の一身上の附屬物なりとの理論を採れば、必ず人民多數の意志は主權なりとの結果を導くものなり。今貴族院の組織に關する主要の條文は全く此の種の理論に反對し、凡て州は其人口の多少に關らず皆な貴族院に二名の議員を出して代表せしむるものとす、則ち吾人は各州間の同權を有すと雖ども、人民間に同權を有するとなし、又千八百八十七年の國會が國民及び多數に留保せんと企圖したる大統領選舉權其者も亦州の爲に回復せられたり。今日に於ては各州に於て大統領選舉者の選舉は之を各選舉區に於て行はす、各州全般に於て

且一般投票(General ticket)に依り之を行ふものとし、而して此等の選舉者は合衆國大統領を選舉するか爲に一體(College)を組成するを以て規則とす。故に候補者にして數十萬の選舉者ある州に於て僅に數百の多數を得たるものは、——ニエーヨークに於て實際一回如斯き場合ありたり——即ち其州の全投票を得るととなり、各選舉に於て、勝敗を決するものは、撰擧者の多數よりは却て州の多數たるなり。而して此事の疑ふ可らざる事實たるは、二人以上の候補者ありし場合に於て、人民投票の絶對的多数の如きは到底有すると能はざりし大統領が實際選に當り、又他の大統領は、其一人の失敗せる競争者に對し、明に人民投票の少數を有するとの證明せられたる場合に於て、尙ほ選に入るとを得たるを以て知る可きなり。吾人は此に至りて主權及び政權の奇怪なる觀念の吾人の心中を突くものあるを感ず、聯邦憲法の範圍内の於ては、人民たる資格に於て人民に屬する政權あるとなく、唯團結體換言すれば、各州間に分配されたる代表權あるのみ。(英譯)然れども代議院は此現人民を代表するなり。



象は吾人か英國に於て見たるものと同一なり然れども其理由に至りては大に異なるものあり。又同じく聯邦憲法の範圍内に於ては主權の方式は混合的のものなり最高の權力は各國人の數字的多數のみに屬せずして其大部分は三十八の強大なる團結體に屬し各箇人に非ずして各州か國家の眞固の本位たり又政治體の組成部分且有機元素たるなり。

## 第六章 英米國憲法と佛國憲法との異同及び

其異同を生ずる原由を比較論評し併せて英米二國憲法の前途を論ず

余は茲に開始したる議論の連鎖を退ひ其終尾に至らんとせば余は此要略たるの範圍を超越するに至らん然れども余は前三國の憲法に關し尙ほ二三の點に就き讀者の注意を求めざるを得ず則ち主權の範圍及び目的憲法の精神其構造及び其發達の方法に關する諸點なり。

吾人は佛國に於ては之を譬ふれば政治上の方程式は唯二項より成る、則ち一箇人及び國家極端に小なるものと及び極端に大なるものと是なり。此二者の間には一も注意を惹くに足るものなく地方的ものたるも特別的のものたるを問はず重大の關係を生ず可き團結力に富み基礎堅く時日を経たる組織體あるとなし昨日の發生に係る地方的又は特別的の團體は唯公法的生活の一定の事務の爲に一箇人か

佛國政體の元素は  
國家と一箇人なり



用ゆる集會所たるに過ぎず、皆な生活力なき形體にして、自己の自覺及び意志を有する人格にあらず。故に國民の最上最高の利益は、各箇人民の賤劣なる私慾と面を接して立ち、而して政治社會の此二箇の活動的要素間に存在する、非常なる價値の懸隔は次の結果を生ず。則ち哲學者は、公權の夢想的高位より群集せる人間分子を看下し、必ず人民の偏見私利に顧慮する所なく、自ら專制獨斷之を統治するの權利を有するの感を起すに至らん。佛國憲法の據て立つ所のものは人民にして、其人民は歴史的の制度の滅亡に由り不定なる自然の有様に復歸し、且曾て人民を連結して一定堅實の集合體たらしめたりし、強固なる舊來の模型の壞壞に依り、新に非常なる柔軟性を享得せるものなるか故に、吾哲學者は必ずや自ら其空想の馳する所に從ひて、此堆積せる人間分子を擾亂し、或は之を連結集合し、或は種々なる方法に之を分割區別し、實に自ら偶然最上と考へたる形體に之を鑄造することを得るに充分なる力を有するとを考ふ可し。於此乎其哲學者の心中には、必ず絶対的

の強力と絶対的の權力の完全なる連合の存在するあるか故に、哲學者は此夢幻を以て、容易に望を達し得可き實物なりと思惟せざらんとするには、強大なる智力の作用を要するなる可く、又其爲す所の儘なるか如く見ゆる無數の結合物中に於て、一般の幸福と提携し得可き絶対的正義の夢想を實行するに足る可き一結合を發見せんと望むも、到底能はざるものたるを肥臆するは其最も難しとする所なる可し。事情如斯なるよりして深遠なる惟心説と真正の樂世説とは、佛國國民の憲法的製作物の根本の性質となるは當然のことにして、吾人は常に此等製作物中に高尚なる強大なる且慈愛なる感念を發見することを誤らず、而して此感念は反動の一定の時機に達すれば全く消滅に歸するか如く見ゆれども、又直に佛國人の長所たる忽如たる青氣再來の勢を以て再現し來るものにして、千八百四十八年に於ては此勢の最も顯著なるを看る。然れども此惟心説と樂世説の連合は自ら國家の慾望を増大し、其推測を獎勵し、國家は簡畧にして、命令的なる行爲をなすとを恐れざる



佛國主權の基礎は  
一箇人に在り

佛國憲法の法二大理  
論

に、至り、遂に、容易に、社會主義に、傾向せんとするの、勢あり。

論して茲に至れば、佛國憲法の隠蔽する所の根本の奇説は、吾人の眼中に在るものなり。余は上に佛國憲法に於ては箇人的人民は甚だ重要な地位を占むるものたるを示せり。而して能く主權を解剖分析し、其根原に遡る時は、主權は全く一箇人に基くものなり、公權か權力を有する所以のものは全く各箇人か、無制限なりと想像し、且其好む所の分量を保持するを得可き、自然の自由の一部を拋棄したるに依るものなり。故に如何なる憲法と雖も佛國憲法の如く箇人的人民の權利に關する判然有力なる規定を以て充滿するものなく、則ち佛國憲法製作者の主要の根據は凡て此方面に在りて存し、其功蹟と其名譽とは又全く此中に存するものなり。千七百八十九年の「權利宣告」に關し如何なる批評を下すとすも、此等の肥臆す可き定説の藉々たる名聲は、世界に對し下に謂ふか如き大務を爲したるの事實は之を蔽ふと能はず。則ち凡ての人に對する自由及び同權の理論は、此時以前は全く哲學者

第一、各人の自由  
及び同權

第二、最上の社會  
幸福及び國家の絶  
對的權利

の格言若くは社會の諺語中に埋没せられたりと雖も、此後は各憲法的立法に於て不可避條文となりたる是なり。實に此時より以後は此理論を侵害蔑視するの徒と雖も、罪惡か善徳に盡すの忠義として此に對し虚偽的の尊崇を加へざるを得ざるに至れり。然れども一箇人の自由に對する熱情は一箇人か有する二箇の傾向中の一たるに過ぎず、國家か此等の人間分子の總意に依り創定されたる後反對の方向に嚮ひたる第二の傾向現出し來れり。此大鯨(Leviathan)は則ち國家寧ろ國家の名稱に於て動作するものと謂ふ可き乎之を圍繞する各物の弱小なるに比して其力の強大なると此勢力に比例して其義務の大なると及び此義務と共に其權利の大なることを曉るに至り、此に於て國家は其支配に屬する巨大の手段に適應するの目的を有せんことを試み、則ち「最上の社會幸福」の概念、全社會を席卷し之れと共に國家の絶對的權利(Raison d'état)なるものを輸入せり。彼の憲法の第一項目にして百般適法の權力の淵源たる一箇人の權利も、此第二の傾向勢力を有する間は

第六章

英米國憲法と佛國憲法との異同及び其異同を生ずる原由を  
比較論評し併せて英米二國憲法の前途を論ず



往々消失に歸し、又は此專制的理想の前に屈服するとあるに至れり。法律及び規則制定に關し國會及び公權の放恣なると、及び國家か一方に於ては裁判官となり、一方に於ては當事者となりて出現する特別行政裁判所の存在及び其過大の活動とは、最も明瞭に私人の利益及び自由を蔑視し、而して公益の善良なる壓制政體を建立するの傾向を示すの二事實たり。英國及び聯邦憲法範圍内に於ける合衆國は、此害惡中の第一の爲に苦められたると佛國よりも少く、而して第二の害惡は全然之を避くるとを得たり。

以上の二國に於ては、憲法以前に存在し、其憲法を創成せし大團結體の重要と、其名聲と、此兩國をして國家と一箇人間の軋轢の激動を知らしめず、又一箇人の權利と國家の高尙なる職務との二者に相互に高位を與ゆる永久の動搖を知らしめざりし原因なり。則ち此二國に於ては、已に存在する權力間の權衡を保持するの一事、最も重大なる問題なり。故に、此問題は一方には能く憲法製作者の注意をして和協と温

英米二國が佛國風の趨勢を免れたる原由

既に存在せる權力間の權衡を保持するに重大なる問題ありしと其理由なり

和の區域内に止らしめ、又一方に於ては、彼輩をして一箇人の放縱若くは國家の專制なる兩極端の一に導く可き傾斜を滑落せしむるを拒止せり。定義と比較とは之を推究せざるを以て可と爲す可きものなり。雖も余か前に指示せる比較及び定義の一は非常に著しくアングロサクソン公法の此主要の特質を闡明ならしむるものなり、則ち余は前に二箇のアングロサクソン憲法は、假令以て、眞實の條約と謂ふ能はざるも、尙ほ其重要なる一部として條約を包含するものなること、及び此事實よりして、前二者は、其最も緊要なる形狀を引くものたることを示せり。今活動的權力間の條約の目的は、常に各自に對する擔保を供與するに在り。時としては兩當事者共に一の高等權力の下に降り、其吸合する所となるとなきにあらす、然れども如斯き權力を創作するは條約の目的にあらず。此關係に於て條約當事者か提出し得べき最上のものは、而してこれ合衆國に發生したるものなり、當事者間の調和を保存し得可き制限的權限を有する仲裁者を創作するに在り。又條約

第六章 英米國憲法と佛國憲法との異同及び其異同を生ずる原由を比較論評して併せて英米二國憲法の前途を論ず



なるものは之に編入するに絶對的正義を以てせば、これ唯當事者の相反對せる利益の爲に攪亂され侵犯せらるゝに終らんのみ。故に完全なる條約は決して理想的正義を包括するものなる可らず、必ず精確以て事を表示し、且契約當事者の間に有効なる權力の權衡を確定するものならざる可らず、巧妙に其場合に適應せる和解を作り、双方をして現時の地位を保有せしむると、これ條約なるものゝ有し得べき最高の目的にして、最上の社會幸福の概念は全く其範圍外に在るものなり。狹隘なれども明白なる唯物論、温良恭順以て日常生活の順序を楽しみ若くは之れに安ずると、激烈なる方策を避け勇敢なる救正及び行爲を思むと、此等のものは素より稍や復雜なる權力平均を破壊するに足る、而して以上のものは實に兩アングロサクソン憲法に通ずる性質なり。蓋し兩國に於て往々にして權力の權衡に不平等を生じ、前に陳ふるか如き種々なる條約を必要とせしは當然のとなるか。

佛國に於ては、憲法製作者は極めて微細なる人間分子の外一物を見ず、

佛國憲法に於て論  
理の基礎をなすに  
至りたる理由  
第一、一箇人の外  
國家の本立なきと

第二、論理の外拓  
據なきと

且之を見るに當りても遙か遠方より之を望みたるか故に、其分子中に種類並に程度の差異あるとを見るに能はず、知らず識らず悉く之を以て同一同形のものとして處理し、換言すれば其本質上自ら或る大原則に適應す可き抽象的の事物として取扱ふに至れり、故に理論なるものか、佛國公法中に於て最も重要な地位を占むるに至りたるなり。次に又國家主權の行施に關する事柄にして佛國に特異なるものは、歴史に基きたる製作物は一物と雖も其位置を得ることなく、又建築場の範圍内に於ては新構造の装置を攪擾し計畫を混亂し得べき、舊來の建物は一家隻屋と雖も殘留すること、を許さざりしと是なり。故に佛國憲法の製作者は將に十字街の中央に記念碑を建造せんとする技術家の地位に在るものなり、——則ち其意の儘に使用するを得可き空地を有せり。佛國憲法製作者の位置此の如し、彼輩か知らず識らず各部其中心點を圍んで四方に繞り、齊然として接着連結せる四角四面の構造を建立するに至りしは、無理ならずと謂ふ可し、何者彼輩か全體の齊



整と各部の完備とを有し單純嚴固なる建物は、必ず名を後世に垂れ永く風雨に堪ふるを得るものなりと考ふるは自然の勢なればなり。佛國憲法に於てば此等の特性は最も安固なるものとは謂ふ能はざる可きも、兎に角其堅牢強固の保證をなすものにして、其根據とする所は實に唯一の論理に在り。蓋し慣習より來る他の擔保なき場合に於ては、論理に訴へて根據を作ると最も伶俐なる方法なる可し。故に佛國憲法制定者は一言にて謂へば論理家、工學家及び建築家の事業をなしたるものにして、論理は其製作物の魂魄なり。次に又總て古來の權力は破壊せられ或は忌避せられたるか故に、明文の規定なき場合に於ても其慣行を尋ね或は其先例に依ると能はず、此に於て新に各物を繰出しし理論に依頼して各物を整定するとを以て必要なりと考へたり。是れ古るき佛國憲法の條項か、悉く字引風にして且秩序的なる所以なり。而して此後に在りても佛國公法は皆此の先例に従ひて常に過度に明瞭に、過慮に眞面目なるものとはなれり。權利は凡て文書に記載する

第三、先例舊慣の依る可きものなき

を要す、權利は之を證明するの證書なくして存在すると能はず、明示の剝奪なくして廢除せらるゝとなしとの格言は、終に佛國累代の政度を支配するものとなれり。嗚呼何れの邦國と雖とも佛國に於けるか如く慣習法に對する感情の鈍弱なる事物をして人の之を了解するに任ずるの利益を曉るとの少きものは蓋し非る可し、又何れの邦國と雖とも佛國に於けるか如く、彼の成文法の形式を存して其實質を變更する衡平法の觀念を忌憚するの甚しきものなかる可し。

英米二國の論理の壓制を免れたる理由

兩國憲法は條約の性質を有すると是の理由なり

英國及び合衆國が幸に佛國に於けるか如き論理の壓制を免るゝとを得たるは、全く此兩國主權(sole constituent)の性質に原因するものなり。吾人は先きに此兩國の根本法は全く之を條約と謂ふ能はざるも、尙ほ確立權力間に於ける條約を包含するものなるを見たり。今條約の目的とする所は、各事物を二、三の單純なる定説に直し、而して此定説より其論理上の結果を推究するものにあらず。條約なるものは多少事情の制、馭を受けざる能はず、又其整理せんと求むる事情の不整雜、駁

第六章 英米兩國憲法と佛國憲法との異同及び其異同を生ずる原由を比較論評し併せて英米二國憲法の前途を論ず



及、ひ、混、亂、な、る、状、勢、に、思、慮、を、向、け、さ、る、を、得、ず、。條、約、か、爲、し、得、る、最、上、の、  
 も、の、は、此、事、情、中、に、幾、分、の、順、序、及、ひ、配、置、を、立、つ、る、に、在、り、然、れ、ど、も、整、然、  
 た、る、秩、序、を、立、つ、る、等、の、精、神、は、外、交、事、務、の、範、域、に、入、る、も、の、に、非、ず、何、者、  
 外、交、事、務、の、範、圍、限、界、は、勢、力、と、意、志、の、影、響、に、依、り、終、始、變、動、す、る、も、の、な、  
 る、か、故、に、此、間、に、順、序、を、立、て、ん、と、す、る、も、得、可、ら、さ、れ、は、な、り、。而、し、て、政、  
 治、な、る、も、の、は、此、外、交、事、務、に、當、り、條、約、の、締、結、す、る、の、精、神、を、以、て、之、を、處、  
 理、す、可、き、も、の、に、し、て、英、國、に、於、て、は、一、般、に、此、理、論、は、争、ふ、可、ら、さ、る、も、の、  
 と、し、て、承、認、せ、り、。——此、事、に、就、き、て、は、余、は、前、に、數、多、の、證、據、を、示、せ、り、。  
 合、衆、國、の、憲、法、に、於、て、は、此、理、論、を、承、認、す、る、と、英、國、に、於、け、る、か、如、く、明、な、  
 ら、ず、則、ち、外、觀、上、に、於、て、は、聯、邦、憲、法、は、何、處、迄、も、順、序、正、然、た、る、組、織、物、な、  
 る、と、を、以、て、目、的、と、し、て、多、く、の、原、理、原、則、を、示、す、。然、れ、ど、も、一、層、仔、細、に、  
 觀、察、す、る、と、き、は、吾、人、は、外、觀、に、係、ら、ず、實、質、に、於、て、は、敢、て、理、論、を、極、端、に、  
 貫、徹、す、る、と、を、務、め、ず、駁、雜、な、る、實、際、上、の、利、益、を、考、へ、協、諧、和、解、に、依、り、各、  
 物、を、處、理、す、る、も、の、な、る、と、を、知、ら、ん、。例、之、は、一、箇、人、の、自、由、に、關、す、る、理、

論、を、看、よ、理、論、と、し、て、は、獨、立、宣、告、の、劈、頭、第、一、に、之、を、確、言、す、と、雖、ど、も、憲、  
 法、第、一、條、第、七、項、に、於、て、は、虛、偽、的、の、形、式、を、以、て、之、に、反、す、る、の、規、定、を、設、  
 くる、に、非、ず、や、。又、各、州、間、の、契、約、及、ひ、聯、邦、仲、裁、の、尊、重、に、關、す、る、理、論、を、  
 看、よ、理、論、と、し、て、は、憲、法、の、明、文、之、を、規、定、す、と、雖、ど、も、其、第、十、一、追、加、法、文、  
 は、公、然、之、に、反、對、し、又、高、等、裁、判、所、は、頃、日、該、法、文、の、非、常、な、る、適、用、を、な、し、  
 た、る、に、非、ず、や、。

(原註) 某々二三の州が、其質價却を拒絶し、若くは法律に依り其質權者に據  
 保せる利子の歩合を減少したる場合に於て、高等裁判所は之を裁判するの  
 權能を有せざるを宣告し、原告の要  
 求を却下したるは、著名なる事實あり。

實に憲法法典の各葉は必ず相衝突抵觸するの法條を載せ、北部諸州と  
 南部諸州との間、工業諸州と農業諸州との間、大州と小州との間、自由州  
 と奴隸州との間、及び全州と未だ生れ出てざる國家權力との間の絶へ  
 さる争闘と及び交互の勝敗との跡を止めざるものなし。論理的の推  
 理及び秩序的の配列も此權力競争の間に立ちては常に屈服敗亡せさ  
 るを得ざるなり。



尙ほ又條約なるものは已に争に係り又は將に争に係らんとするの點のみを整理するを以て目的となすものにして他の諸點は或は全く決定することなきか或は本書及び補充的の文書に係り決定せらるゝものなり。此點に於ても亦アングロサクソン憲法は大に條約に類似するものあり。英國並に合衆國に於ては特別確定の憲法的文書の傍に之と並んで慣習補助的立法及び地方的法則の占領する大範域あり之れに由りて極めて謹慎に又極めて沈黙に時日の経過と共に必要となり來る變更及び解釋を供與するを得如斯なるよりして變更の場合に於ても憲法々典の根本的規定に嚴格なる改竄を加ふるものに比すれば自ら危険を惹くと少しとす。故に英國及び合衆國の憲法の如きは佛國風の制度よりは其行施に於て自由に其活動に於て柔軟に然かも又基礎に於て一層鞏固なり。苟くも教育ある各人は英國憲法中に於て慣習法が唯に地位を有するのみならず又非常なる大區域を填充するものなることを知ると雖ども合衆國に於ても亦慣習法は實に聯邦

憲法をして強盛なる發達をなさしめたるの根源なりしとは之を知るもの尠し。余は前章に於て貴族院の權力に關し此事實を明瞭ならしめんとを試みたり然れども此事實たるや彼の大統領の選舉に關し憲法明文の規定する方法と共に其傍に漸次發生したる階級選舉の制を見るも亦明なる可し。

論して此に至れば余は余が主張し來りたる比較の重要なること其干係する所とに就き尙ほ一步を進めて説述するの要あらざるへし。故に余は數言を陳へて此論を終らんと欲す。社會の事件の自然の進歩に適從す可き漸次なる變更及び精緻なる移動半は秘密の中に成り殆んど不知の間に遂ぐる改竄變造故に其變更は認許確定せる規定に反するものとして人心を聳動するに至るまてには既に密々の間に人民の性質を屈從せしめ古來の慣習を融化し終るを以て人民は更に其變更に留意せざるに至る。——上に陳ふる如き種々なる發達の形式は佛國に於けるよりも英國に於ては勿論合衆國に於ても一層容易に起

英米憲法と佛國憲法との優劣を論ず  
英米憲法の佛國憲法に優る點  
憲法の漸次密々の變更



るを得るものなり。又彼外観上は、極めて理に反するもの、如く見ゆる。雖も事實の上に就いて考ふるときは常に實際及び便宜に注目願慮する眞の政治的性質の事業たる憲法の一部變更に就きても亦然り。蓋し佛國に於ては憲法の條項は完全なる論理に依りて成立するものなるか故に、憲法の一部變更は甚た危険なるものなり、則ち若し一の變更を許容せば、全憲法は茲に動搖を來し、該變更の包含せる新理論に従ひて新なる配列を爲さざる可らざるに至る。譬を引きて謂へば佛國憲法は恰も内部に一閉堡をも有せずして、一圍の牆壁を以て守護されたる都府の如し、牆壁にして一たび破るれば敵兵直に突入し、都城を占領するに至る。反之してアングロサクソンの二憲法は能く内部の守備に嚴なるものなり。故に其本來の性質として、彼の往々必要の程度を超へ、人民の思想に踰越するものたる急激の變革を受くると能はず。又た此等の二憲法は喧々囂々以て急進の進歩を爲し、一時の美觀を裝ふの愚を學はざりし、蓋し急進の進歩なるものは必ず此に依り

急激の變革

佛國憲法の英米憲法に優る點

憤激したる癡見妄説の反働を受くるの危険あり、又一闕點の爲に全憲法組織の無益にして危険なる改造を促すものたるなり。上に陳ふるものはアングロサクソンの二憲法か佛國憲法に優るの諸點なりと雖ども、亦前者の後者に劣るものなきにあらず。則ち前兩國憲法を以て佛國憲法に比するに、次の如き諸闕點の現出するを見る。兩國憲法は技術的の一體として、佛國憲法に劣り、又高尚なる感念の刺撃を受くることなく、又其構造に於て智力を満足せしむるに足るものなし。然れども今總括して之を謂ふときは、兩國憲法は柔軟性を享受し、又適應の能力あり、而して此二性は能く今日に至る迄兩國憲法に對して、佛國憲法製作者の精巧なる構造物及び「永久の殿宇」に許與せられたるよりは遙に永き存在を擔保したるものなり。

余が茲に特に「今日に至る迄」と謂ふ所以のものは竊かに熟思するものあればなり。前世紀に於て佛國に發生したる改革は、實に此國にのみ限定せらるゝものにあらず、一般の原因より出るものたるなり、唯佛國

英米二國の前途を論ず



に於ては一撃以て之を成就し、他國に於ては漸次順を追ふて起り、若くは不知不識の進化に依り起るの差あるのみ。夫れ動産なるものは其數に限り無く、且何人も之れに近づき得べきものなるか故に、何れの社會に於ても動産の増加は彼の性質上數量に限りあり、且自然的の專有に屬する不動産の過重より生ずる差異を平均するものなり。又學問なるものは才智ある各人に開放されたる區域なるか故に、何れの社會に於ても學問の進歩は彼の一定の團體又は一定の家族の世襲物たる經驗及び傳説の勢力の過重を平均するものなり。又何れの社會に於ても通信方法の改良と商業の活動とに依り、遠隔の地方も互に相近接し、其住民は互に相交際し、而して地方の差異に依り異りたる生活及命運を有するなどの感念を減却せしむるの傾向あり。要之吾人は到る所として地域、人民、思想、及利益の間に存する差等の日を追ふて減少するを見る。實に國家と各箇人の中を占むる特別なる又は一部分の團體の木莖たり。支柱たる各事物は皆な激動を蒙り、顛覆され若くは破壊せ

らたるなり。然らば時の遲速に係はらず、各國民は必ず一度千七百八十九年に於て現今の佛國政治組織を産出せる。状態を通過せざるべからず。英國並に合衆國に於ては既に今日に於て、以上陳たる原因の漸時の作用に依り、民主的の同權と國民の統一とは手を携へて漸く相現出し、漸く二國が法律、換言すれば數字上多數の意志に基きたる單純なる憲法を有するの日、——尙ほ遠かるべし、然れども一度は必ず來るべし、——を作らんとす。此時期に達せば、法律は全く論理のみに基くに至り、而して論理は傳説及び慣習の漸次の退却に依りて其領域の主人となり、其意見を發表し、且秩序的の觀念に其満足を求めんとするに至らん。此に至れば其結果として論理は、又自己の力のみを依頼せざる可らざるに至り、而して此力は、憲法の目的とす可き事物に關して、現今に存する智識よりは、一層完全精微なる智識と合體し、今日に於ては政略か慣習、傳説、及び人性の理性に基かすして、唯過去の歴史より來る其他の感情に依りて目的を達する、急激なる變化の豫防を供出するに至ら



ん。會て一人の卓見家は、合衆國は尙ほ其歴史に於て封建時代に在るものなるか故に、必ず順次中央集權の種々の狀勢を通過するを要することを謂へり。然れども余は既に此進化の進歩を妨げ、又一層之を遅延すへき事情の存することを指摘せり。英國に於ては兎に角其憲法は漸時公論の政治たることを止め、組織的の民主政たらんとするの勢あり。以前に於ては人民の過半は國會議員選舉權を享有すると能はず、故に此時代に於ては人民の意志は一種の大氣を構造し、一般に適度の活氣を有し、獨立なる政治的權力は其大氣中に漂泊し、外觀上は不羈の勢を以て活動せしも、歸着する所終に輿論の嚮ふ所に屈服せり。尤も此等の獨立權力は、時として、往々永く輿論の潮流を妨げ、之に反抗を試みたるとなさば、あらざりしも、此潮流の集合力は、遂に其進路を妨ぐる各事物を流し去ることを得たるなり。如斯して今日に至りては、殆んど一般の選舉權存在するに依り、人民の意志は凝結して法律的機關、換言すれば國會に於て集合し、人民の意志は強力にして規則的なる彈

機の如く法律及び政府の上に働き、正當なる場所に向ひて打撃を與へ、而して此方法に由り能く全政治機械をして其望むか如き運轉を爲さしむることを誤らす。上來、説述する所を、約言すれば、既に指示せる三國の差別は、歸着する所、一部分及漸次の同化に依りて消失するの傾を有す。而して此差別たるや、一部は全く三國民共に一様なる民主的運動の勢力を蒙むるも、此運動の進歩は、英國及び合衆國の場合に於ては、大に遅緩なり、佛國に於ては、大に迅速なりし事實より來るものにして、佛國は此を以て他の二國に比し進歩したる民主政の有様に達したるなり。此説明は余か前に陳たる論説の精確なる意義を了解するに必要なるものにして、而して余は此を以て此長文を終らんと欲す。



明治二十七年九月十九日印刷  
明治二十七年九月廿二日發行

定價金五十錢



原著者

エミール・ブートミー

印刷者兼

八尾新助

東京市神田區錦町三丁目八番地

印刷所

八尾活版所

東京市神田區錦町三丁目八番地

發賣所

八尾書店

東京市神田區表神保町一番地

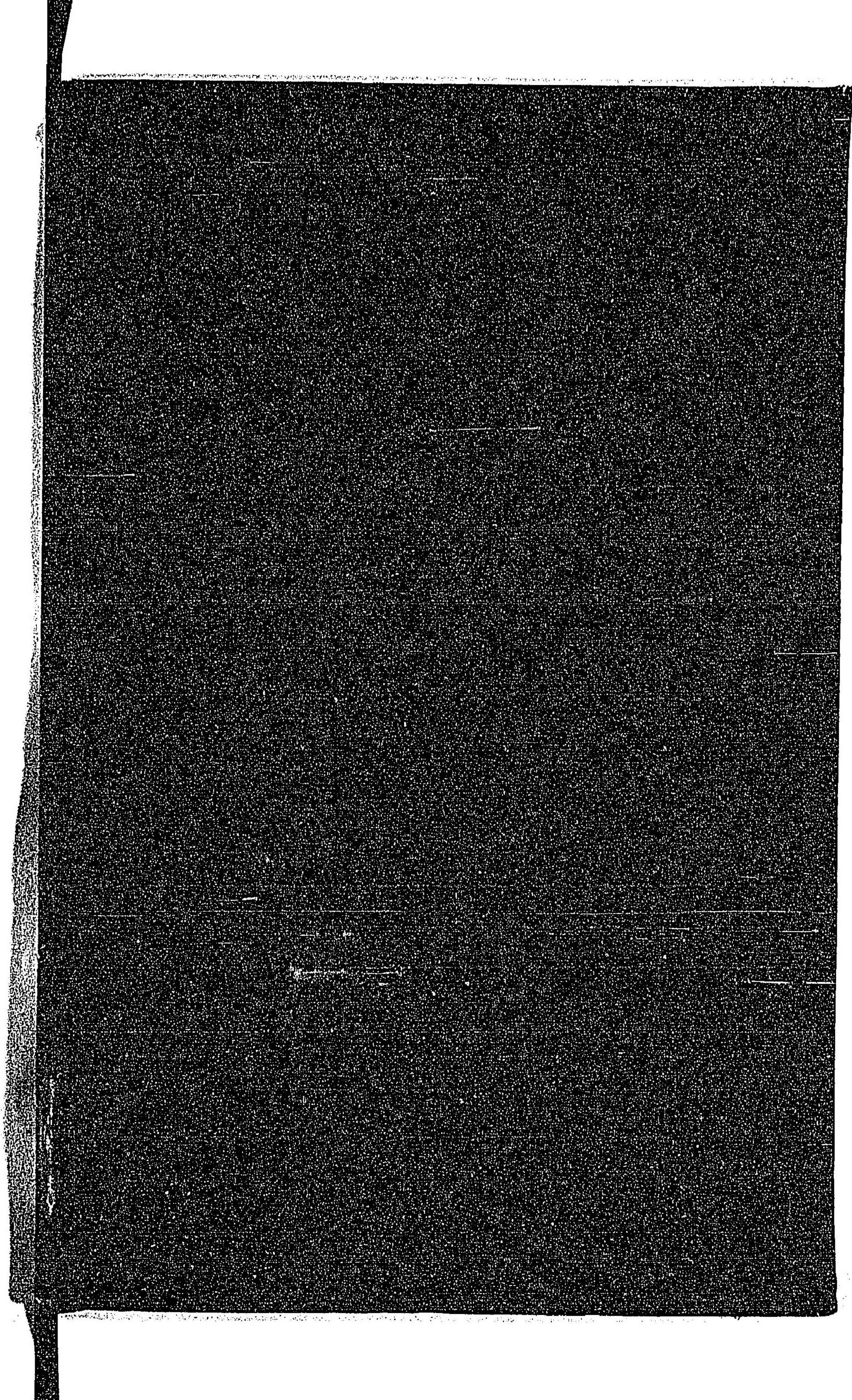






74  
159









031445-000-8

44-159

英米仏比較憲法論

エミール・ブートミー／著

M27

BBE-0038

